

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

| | |
|------|----------------|
| 給与情報 | 令和3年11月24日 |
| | 総務省給与能率推進室第11号 |

本日、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（総行給第69号・総行公第141号・総行女第48号）を発出したところです。

本通知において、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱い（令和4年6月の期末手当から減額）を基本として対応するよう要請したところです。

なお、具体的な調整方法等については、内閣人事局から情報を入手次第、速やかに情報提供させていただきます。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにご連絡いただくようお願いいたします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

内閣官房長官談話

(令和三年十一月二十四日)

- 一 政府は、本日の閣議において、一般職国家公務員の給与について、人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げることを内容とする公務員の給与改定の方針を決定しました。
- 二 本年の勧告は、調査時点の民間の給与実態を反映し、国家公務員のボーナスの引下げを行う内容であります。
- 三 政府は、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重しつつ、民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮し、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、本日、勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げることを決定したところであります。

なお、令和三年度の引下げに相当する額については、令和四年六月のボーナスから減額することで調整を行うこととしております。

- 四 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、ボーナスの調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請することとしております。
- 五 公務員諸君においては、一人一人が国民全体の奉仕者であることを強く自覚するとともに、改めて厳正な服務規律の確保と公務の適正かつ能率的な運営を図るよう強く期待するものであります。

給与関係閣僚会議におけるご発言

【国家公務員制度担当大臣発言】

国家公務員の給与に関する人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置であり、これを尊重することが政府の一貫した姿勢であります。

第二回の会議で、本年の人事院勧告については、特に経済対策等政府全体の取組との関係を見極める必要がある旨申し上げました。十九日に、新たな経済対策が閣議決定され、これらが着実に実施されることで、国家公務員のボーナス引下げが我が国経済にもたらすマイナスの影響は緩和されるものと期待されます。

こうしたことから、私としては、人事院勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げる改定を行うものとし、令和三年度の引下げに相当する額については、令和四年六月のボーナスを減額することにより調整を行うことが適当であると考えます。

なお、人事院からも、このような調整を行うことは差し支えない、との見解を得ているところです。

また、特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当であると考えます。

【総務大臣発言】

地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。

ボーナスの調整時期については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応していただくよう要請してまいります。

また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。